

久御山町総合教育会議傍聴要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、久御山町総合教育会議運営要綱（平成27年 月 日制定）第3条第2項の規定により、久御山町総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴人の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開会予定時刻の30分前から15分前までの間に、会場受付で申し出るものとする。

2 傍聴人は、会議の開会予定時刻までに、職員の指示に従って会場に入室し、所定の席に着く。

(傍聴人の遵守事項)

第3条 傍聴人は、会議を傍聴する際には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 会場において、のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 会場において、騒ぎ立てる等会議の妨害をしないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第4条 傍聴人は、会場において、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に町長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(会議の秩序の維持)

第5条 町長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は職員に指示させることができる。

2 町長は、前項の指示をし、又は職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。